

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和3年9月13日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和3年9月13日(月)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時01分
○休憩	午前	9時12分
○再開	午前	9時13分
○休憩	午前	9時26分
○再開	午前	9時27分
○休憩	午前	9時50分
○再開	午前	9時51分
○休憩	午前	9時52分
○再開	午前	9時52分
○休憩	午前	10時03分
○再開	午前	10時14分
○休憩	午前	10時14分
○再開	午前	10時14分
○休憩	午前	10時16分
○再開	午前	10時17分
○休憩	午前	10時23分
○再開	午前	10時23分
○休憩	午前	10時29分
○再開	午前	10時30分
○休憩	午前	10時51分
○再開	午前	10時52分
◎閉会	午前	10時52分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 武藤倫雄

委員 高橋まゆみ、大野興一、佐藤弘一、村山正弘、山本重幸

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄、局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 安田昌利、消防長 瀬尾浩久、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、税務課長 影山歩、住民課長 田口和、福祉課長 秋山雄一、子育て支援課長 瀬尾奈津子、保険医療課長 久木良子、アグリ推進課長 中本雅博、元気まちづくり課長 澤田勝、土木課長 今野茂美、都市計画課長 高山睦男、上下水道課長 烏海博、上下水道課主幹 岩崎守一、上下水道課主幹 細田力、消防次長 畑安昭、消防総務課長 前田廣、消防業務課長 相原與文、消防課長 大矢等

開会 午前 9時01分

○戸張光枝委員長 改めまして、皆様おはようございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

皆様にお願ひがあります。

新型コロナウイルス感染症対策としてアクリル板の設置及びマスク等を着用していますので、お手数ですが、発言する際は声が聞こえにくくなっておりますので、マイクの向きや、マイクに近づくなどの調整のご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は総務建設産業常任委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今日は、ご提案させていただく議案でございますけれども、6案件となっております。ご審査いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座で報告させていただきます。

コロナ関係でございますけれども、既にご承知かと思ひますが、今日現在で466人という数字でございます。最近大分少なくなつてまいりまして、1人、2人という1桁になつてきたというのは大変うれしい限りであります。そういう意味では、ワクチン接種がかなり進んでいるかなという部分もあるかと思ひますが、土曜日、日曜日、昨日、一昨日、日本薬科大学で、若者たちが中心になりましたけれども、ワクチンの集団接種を実施しました。大変多くの方にご出席いただいて、医師会の皆さん方や民生委員の皆さん方にご協力いただく。そしてまた、日本薬科大学の学生の皆さん方に受付のご協力をいただいたということでありまして、そういう意味ではワクチン接種がかなり進んでおります。予約、1回以上を含めて、全体で対象者約80%達成をいたしております。もちろん、高齢者については希望者はもう100%ということでございますけれども、今20代、30代がやはり少ないということもございまして、その人たちを中心に日本薬科大学を借りてしっかりやっつけようということで段取りした次第でございます。

そんな中で、緊急事態宣言が今月30日まで延長になりましたので、防災無線で報告させていただいておりますけれども、今週の日曜日に予定しておりました敬老のお祝い会、満88歳、

満99歳、そして金婚式の皆さん方を呼んでのお祝い会をする予定でございましたけれども、緊急事態宣言が延長になったということもございますので、中止とさせていただきます。全員にご連絡を申し上げて、既に用意しております記念品等々がありますので、これらについてはしっかりと手元に届くように配慮してまいりたい思っているところであります。

そして、総務建設産業常任委員会ですので直接はと思えますけれども、夏休みを利用しての南小学校と小室小学校のトイレの関係です。ご覧いただいた方もいらっしゃるようですが、南小学校は9か所直すのですが、既に5か所終わっております。今4か所間もなく完成する予定でありますので、南小学校は順調に進んでおります。そして、小室小学校の関係ですが、工事が約半分終わったということでもあります。少し音の出るものについては夏休み中に何とかやっていただきたいということをお願いをしました。工事関係者の方がコロナの陽性になったということで少し遅れております。そんなこともございますが、大きな音の出る工事は終わったと聞いております。あとは設置に向けて早めに対応していきたいと思っているところであります。

そして、一昨々日ですけれども、住民課の印鑑証明と住民票が出なくなったということがございました。対応させていただきましたけれども、25名の方が印鑑証明、あるいは住民票の発行ということでいらっしゃいましたけれども、こういうときこそしっかりと対応しなくてはということで、自宅までお届けするという、そんな対応もさせていただいて、町民の方が困らないようにということで対応いたしました。後ほど詳しい説明につきましては担当の統括監から話があるかと思えます。

そんなことで、今日は6案件お願いさせていただきましたけれども、十分ご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○戸張光枝委員長　ご挨拶ありがとうございました。

続きまして、くらし産業統括監から報告があります。

○藤村伸一くらし産業統括監　住民課関係で1点、住民基本台帳のシステム障害についてご報告申し上げます。資料はございません。

9月9日に住基システムの障害が発生し、株式会社TKCがシステム管理する全国142の団体で影響が出たものでございます。当町におきましては、住民票及び印鑑証明書の発行ができない状況でございましたが、同日午後2時50分に復旧し、現在は安定的に稼働しております。

原因は、今月8日の夜に株式会社TKCが実施したシステム更新作業の際に適用したプログラムの破損によるものでございます。

当日は、出張所を含め25名の方々が窓口に来庁されましたが、システム復旧後に電話連絡や郵送で対応したほか、職員による自宅への訪問などで対応したところでございます。

今後、株式会社TKCから詳しい報告があるかと思いますが、二度とこのようなことがないように、再発防止策を講ずるよう厳しく指導してまいりたいと存じます。

町民の皆様並びに議員の皆様には大変なご不便とご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

以上で報告を終わります。

○戸張光枝委員長 ただいまの報告に対しまして質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

村山委員。

○村山正弘委員 町長にご挨拶いただきまして、ワクチン80%を達成したというお話ですけれども、12歳以上ということでもいいですか。

○大島 清町長 そうです。12歳以上の対象者という意味での数でございます。

○村山正弘委員 分かりました。失礼しました。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいらっしゃいませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質問がないようなので、次に移ります。

当委員会に付託された案件は、議案6件でございます。これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第45号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）の所管事項について質疑を行います。

6ページの地方債補正、9ページから11ページまでの歳入全般について、質疑はありませんか。

では、大野委員。

○大野興一委員 質問させていただきます。

11ページの町債についてですが、緊急しゅんせつ推進事業についての町債を起債するわけですが、これは後から補助金とか何か国からのものが入るのでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 緊急しゅんせつ推進事業債の関係でございますが、地方財政措置として、充当率が100%、それから元利償還金に対する交付税措置率が70%ということになってございます。

以上でございます。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続いて、村山委員。

○村山正弘委員 私も不勉強でいろいろ教わりながら質問したいんですけども、まず6ページから7ページの臨時財政対策債と町債について質問させていただきます。

質問の1点は、臨時財政対策債限度額が2億9,900万円増額されました。限度額が8億1,800万円ということで、昨年度は4億9,000万円ということで大幅な増になっていますが、1つはこの背景、この限度額増の背景はコロナに関係あるのかどうかということも含めてお願いしたいです。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時13分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 コロナの関係かどうかというところだと思いますが、基準財政の需用額等に影響する部分でございますけれども、税収の部分が下がったという捉え方をすると、その部分に対しての歳入減ということ想定している部分で、その影響によって普通交付税の額、それから臨時財政対策債の額が増えているという影響があると思います。ただ、交付税と臨時財政対策債の増の部分で、コロナの影響によるものだというような表現はされていないというのが現状でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。基準財政額の差異がこの臨時財政対策債に影響することがありますけれども、基本的に臨時財政対策債というのは3年据置きの20年償還という特例があ

るわけですね。これは、一般財源と同じように、その償還額については需要額に算入されますので、交付税として支給されていくと。非常に有利かと思うんです。

そういう中で、今年予算で町債は9億2,900万円を予算で計上して、そのうちの5億2,000万円が臨時財政対策債として見込んでいると。ここに2億9,900万円、約3億円の限度額が増えたんですが、1つは町債を9億2,900万円として5億2,000万円を増やすことができるものなんですか。この案からいくと、別枠で臨時財政対策債として2億9,900万円を起債することが表示されていますが、例えば教育債だとか土木債に振り替えて臨時財政対策債に振替するようなことは可能なんですか。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 振替はできません。臨時財政対策債は臨時財政対策債でございますので、そのほかの事業債とは別のものになります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 ここら辺の項目で、6ページ、7ページでもう一点だけ質問したいんですが、7ページの事項別明細書と、9ページから始まる歳入のものと、どうも読み方が違うんじゃないかなと思うんですね。それで、例えて言えば、国庫支出金が事項別明細書では予算額19億3,700万円になっている。9ページの713万3,000円、これが民生費国庫補助金として補正されましたよというような形でなっています。私が言いたいのは、この7ページの事項別明細書を見て、そういう項目が4項目あるんですね、これ合わせていくと。4項目あるんです。国庫支出金が、補正前は19億3,700万円というのが事項別明細書で、それで歳入の9ページの国庫支出金は1億4,200万円と、こういう差異があるんですね。それで、いわゆる差引きした計についても同じように差異があるんですけれども、要はこの明細書の読み方、何かコツがあるんじゃないかなと。どういうことなんだろうと。この明細書を見て、この歳入の表を見ていくと合わないんですね。項目でいえば、国庫支出金、県支出金、寄附金、町債、これについて、町債は合っているんですね。この見方について教えてほしいんですが。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 7ページの明細書につきましては総括ということで、例えば国庫支出金であれば民生費だけじゃなくて当初予算等これまでの補正を含めた全体の国庫支出金が補正前の予算額でのっているわけでございます。その後の9ページとかで出てきます国庫支出金については、今回補正に係るもの、例えばここでいいますと、国庫支出金でいいますと民生費補助金は今回補正があるということでここに出てきているというような見方になりますの

で、7ページと9ページで若干違っている形になります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そういうことを私も予算書とかそういうので全部調べて、予算から来ているんだなど、これはここから来ているんだなどということで一応半分ぐらい納得したんですけども、要はこの事項別明細書で明記する意味がある。その辺を分かりやすくするということはできないですか。例えばね、寄附金を見てください、寄附金。7ページの寄附金で1,520万3,000円というのがあります。それで、9ページの一番下の寄附金、いわゆる補正前の予算額ですよ。寄附金は、科目起こしで1,000円となっているわけですね。それで、今回120万円の寄附金が増額補正されてあったということで、残高は100……下の合計では合うんですけども、上のほうで、とにかく事項別明細書が見にくいというか、何の意味でこれを提出されているのか。もっと分かりやすくできませんかと。この後ろと、この総括の事項別明細書と、今歳入を見ているんですけども、総括の歳入の事項別明細書と後ろの歳入とのつながりがきっちりいくような形で理解できるような形にはできませんかということ。何か計数があるとか、説明がないと分からないですよ、これはね。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 もっと見やすくできないかという話でございますが、予算書自体が法律で作り方とか定められておりますので、申し訳ないんですけども、これ以上は変えるという事はなかなか難しい。できないと考えてございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そういう説明を受ければ、そうですかで、何も言うことないですけども、今後直していただき、説明を加えるような形で理解しやすいようにしていただきたいと思えます。

以上です。

○戸張光枝委員長 次に、武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 よろしく申し上げます。

起債の仕方で、対応が可能であるかどうかだけお答えいただきたいんですけども、10ページ、繰入金、特別会計繰入金、一番上の段になるんですが、ここに今回補正で3目として国民健康保険特別会計繰入金というのが新たに科目追加されているんですが、これ補正前の額にゼロが入っているんですね。すると、ゼロが入っていると、もともとあって過去の補正

で1回ゼロになったものなのか、今回新設の科目なのかということの経緯を調べなきゃいけないくて、ここがゼロじゃなくて新しく追加なら横棒であるとか、何か違う表記になればその辺の時間を使わなくて済むので、システム上そういったものが可能かどうか、対応が可能かどうか教えてください。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 国民健康保険特別会計の補正前のゼロというところでございますが、一般会計予算、それから特別会計の予算全てに関わってくるものと存じますけれども、これまで補正がある場合に、いきなり出てきた場合にゼロということですとやってきているわけでございますが、過去の経緯が分かりづらいというご指摘かと思いますが、システムというよりもその辺、ゼロで間違いがないんだと思っています。予算のつくり方とか、そういったところ、マニュアル等も見たんですが、特に記載がないというところで、近隣自治体とか、あと埼玉県の前書も確認してみたんですけども、やはり伊奈町のこの予算のつくり方と同じようになっておりますので、今後こういった事例が出てきた場合につきましても、申し訳ないんですけども、このゼロということでやらせていただければと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 であれば、まあしょうがないのかなと思います。もし可能であれば、この説明のところにその科目追加したその1回だけでも科目追加みたいのが一文入ってれば、この説明は多分打ちで入れていると思うので、そこに、科目追加とか一言入ってればその過去の調査の時間が省略できるので、ぜひご検討をお願いして質問を終わります。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時27分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

12ページの第1款議会費について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

12ページから15ページの第2款総務費について、ただし14ページの第13目伊奈中央会館運営費及び15ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

質疑はございませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 13ページの新型コロナウイルス感染症対策職員等感染拡大防止事業、総務課とありますが、こちらはPCR検査がこの125万円というところなのかお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 今回予算で全総額380万1,000円の増額補正をお願いさせていただきますけれども、内訳を少し説明させていただきます。

需用費なんですけれども、抗原検査キットの購入を考えてございます。1箱に10個入ってしまして、それが30箱で300回分です。委託料につきましては、今お話がありましたとおりPCR検査の費用で、1回2万5,000円と見込みまして50回分です。最後、備品なんですけれども、庁舎内に検温器があるんですが、3階の会議室には移設して毎回セットしておりますので、東庁舎、北庁舎の会議室前にそれぞれ1台ずつ検温器を設置したいということで、検温器2台分の予算でございます。

内訳は以上でございます。

○戸張光枝委員長 よろしいですか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続きまして、村山委員。

○村山正弘委員 13ページの一番下の交通安全対策、交通安全施設維持管理事業ですか、壇上でこれは信号機2基新設というご説明をいただきました。

質問1つは、信号機は埼玉県の安全協会が負担すべきものじゃないか、上尾警察署が負担すべきものじゃないかという認識を持っていたんです。なぜ町費になったのか。今までもそ

うだったんですか。

○戸張光枝委員長　くらし産業統括監。

○藤村伸一くらし産業統括監　今回2か所信号機がつくわけなんですけれども、直接的にその信号機の設置でありますとか横断歩道の設置については県が行います。それに伴いまして、例えば外側線や区画線、そういったものの引き直し、それと歩車道境界ブロック、こういったものの設置について町費で負担するといったものでございます。

○戸張光枝委員長　村山委員。

○村山正弘委員　解釈として、信号機本体自体は県とか警察がやるものだと、そういう認識でいいですね。

加えて、どの場所ですか、この2か所というの。

○戸張光枝委員長　くらし産業統括監。

○藤村伸一くらし産業統括監　1か所は西小針六丁目の恒電社前の交差点になります。ここは、定周期式と言って一般的な信号がつきます。それと、もう一か所が記念公園通り、県民活動総合センターから内宿駅に行く通りですね。ここのところの以前旧大栄自動車というのがあったんですけれども、今は住宅地になっていますけれども、その旧大栄自動車前の交差点に押しボタン式の信号が1基つくような状況です。

○戸張光枝委員長　村山委員。

○村山正弘委員　この件については了解いたしました。私も、そこまで壇上でご説明あったのかどうかだったんですけれども、信号機2基というだけのメモあって、あれと思って質問させていただきました。

次に、14ページ、基金積立金ですね、15目の。今回、公共施設整備基金積立に3億円積み立てるわけなんですけれども、この公共施設整備基金積立金の用途、以前にはごみ処理施設が将来できるだろうということで、これは積立てが必要なんですよと、ここで賄いますよと。上尾市でも基金を積んでいるんですけれども、伊奈町はここで賄いますよという答弁をいただいた覚えがあるんですが、今回庁舎建設とかそういうのも含めた観点でこれを増額していくのかどうかという目途について質問させていただきます。

○戸張光枝委員長　企画課長。

○久木　正企画課長　公共施設整備基金の関係でございますけれども、この基金につきましては公共施設の整備に要する経費に充てるための資金ということになってございます。具体的に申し上げますと、これからある大きな事業、役場庁舎、それからクリーンセンターの大規

模修繕、それから上尾・伊奈広域ごみ処理施設ですね、そういったところに充てていくというようなことで今、現状は考えてございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 今回4億5,000万円ぐらいの普通交付税と臨時財政対策債を含めてそれだけの一応収入というか増があったわけですね。その中で、この3億円をぽんと持って行って、この基金の場合は財政調整基金と違って出し入れ自由ではないと思うんですね。積んでいったら積んでいった用途でいきますので、ここで3億円持って行って一般会計全体の計画している事業には影響はないですか。うまく表現できないんですけども、財政調整基金に積んでいくのであれば、それは何かのときにすぐ使えますよという形で持っていけるんですけども、この種の基金については事業が起きないとほかの項目に振り替えることは不可能かと思うんですね。ここで3億円という形が補正で組み込まれましたけれども、ほかで計画している事業には影響ないですか。差引きゼロみたいになっちゃうんですね。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 公共施設整備基金に3億円というところですけども、もう目の前に今ご説明しました3つの事業というのはもう迫っているところでございますので、そういったのも含めてですね、特に現状の事業、その他の様々な事業への影響というのはないものと考えてございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 ということは、予算当初ではここまで計画なくて、今回補正で組み込まれたということは、1つのその財源としては、普通交付税が1億5,000万円、臨時財政対策債の約3億円、こういうものがあるからこっちに入れましたよということでもいいんですか、私そう解釈したんですが。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今回の3億円につきましては、主なものとしまして、繰越金、あと議員おっしゃるとおり臨時財政対策債、それから普通交付税、その辺が主なものになってございます。

以上でございます。

○村山正弘委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続きまして、武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 これまでも質問に出ました13ページの検査の関係と信号の関係について、追加で質問させていただきます。

まず、コロナの検査ですが、抗原検査キットが300回分、PCRが50回分ということなんですが、これらのその検査の対象者であるとか、その抗原検査とPCR両方用意しておくということなので、その実施方法などはどのようにお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 まず、対象者ですけれども、職員でございます。職員の中には事務補助で仕事をしております会計年度任用職員も含んでおります。原則としまして公務中に感染した疑いが高い場合、例えばなんですけれども、住民の方と込み入った相談を受けたときに、別室の相談室で相談を受けたとかというケースが実際あるんですけれども、アクリル板の設置ですとかマスクですとか基本的に職員はしておりますので、通常業務で感染することはございません。ですので、現時点でも職員で感染した者はおりませんが、実際その相談室などで長時間にわたって相談をしたり、例えば耳が不自由で、近くに近寄って長時間にわたっていろいろなお話をしたりということがございます。そういった業務を通じて、その相談された住民の方が後日陽性だったということが分かったようなケースが例えばございます。公務で職員が感染した疑い非常高的な場合、まずキットを使わせていただきます。キットは15分程度で結果が出るものでございまして、まずはそれを活用させていただきまして陽性か陰性か、もし陽性になればすぐPCR検査を受けていただく手続を取りますが、陰性だとしても疑いが高いものですから、職場といたしましては出勤自粛を命じさせていただきまして体調管理をしていただきます。以前であれば、例えば医療機関で検査を受けるとか、保健所の方がそういうケースの場合は、その職員は濃厚接触、あるいはそうじゃないよということを判定いただいていたんですが、現在は保健所の業務が非常に忙しいということで、各事業所で判断してくださいというお話もございますので、もしキットで陰性だとしても、例えば一定期間出勤自粛して、出勤させる際にもう一度キットを使って検査をして、安全といえますか、確認をして業務に携わっていただく、そんなような使い方を想定してございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 先ほどのご説明の中で、例えばその相談業務とかで長時間対応した方が後で陽性が分かったときというお話もあったんですけれども、今現在どの方が陽性になった

かというのは町には保健所から来ていないと思うので、知るとすればその相談に訪れた方が自己申告で、実は私陽性になりましたと、それまでに接触した人に知らせてくれない限りは確認を取るといのは困難かなと思うんですね。そうした場合に、逆にそういう対応をした職員から、私こういう対応をしてちょっと心配なんですけど、受けたいんですけども言った場合には、その職員の希望で受けることは可能になりますか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 今後いろいろなケースに照らしていくので、今言ったようなケースも想定されます。その際に1つの目安となるのが、きちんとマスクをして対応されたのか、アクリル板をちゃんと設置していたか、例えば部屋の場合は換気を十分に取った環境で業務に当たったのか、それがやはり欠けていたとか、不十分だったというようなヒアリング結果があれば、今議員がお話したように、まずはキットを使ってその職員がどうなのかというのを確認させていただいて、もし危ないのであれば、職場としてはその職員を出勤自粛させて、職員全体の感染防止、拡大というのを食い止めたい、そのように使いたいと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 それら、その職員から希望があって、あなた受けなさいというその決定権限は誰が持つような形になりますか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 この後、いろいろなケースが想定されますので、少しそういうケースを整理したいと思っております。また町には産業医がおりますので、産業医の先生にも少しご助言いただいて、フローといいますか、マニュアルといいますか、その取扱いの一定のルールをつくって、誰がということであれば、職員を管理する総務課長がそのガイドラインに沿って該当すれば使用するという、そんな方向になるのかなと。そこも産業医の先生と相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 働いてもらう人に安心して働いてもらって、接する人たちの安全を確保するというのは非常に社会的責任として有効なことで、今民間の中でもコロナで経営苦しい中でもそういった検査を自費でやって従業員と消費者の安全を守り踏ん張っている事業所もいらっしやいますので、すごく有効なことだと思います。

庁舎の中でもそうやってうつらない、うつさないという非常に重圧の中で職員日々やられている中で少し心配なのが、春に人事異動があつてから約半年たつんですけれども、その間ほぼまん延防止措置か緊急事態宣言の中での職務になるんですが、職員のメンタルヘルスの今現状どんな感じなんですかね、その辺の重圧の中でというのは。何か把握されているようなことはありますか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 本当におっしゃるとおり、職員はマスクをして、アクリル板を設置、また10時と15時に定期的な清掃などをして感染対策につきましては本当に気を使っており、おかげさまで職員の陽性者は出ておりません。しかしながら、本当にご指摘のとおり、職員のストレスというのは大きいものかなと日々思っております。

2つございまして、数年前からやっておりますけれども、事業所にはストレスチェックの実施が義務づけられておりますので、町職員、また会計年度任用職員を対象に毎年1回ストレスチェックを行います。この秋に大体実施しまして、12月から1月頃には結果が手元に届くというようなものなんですけれども、それはご自身でご自分の状況を把握するというような趣旨でございまして、そういったものが1つのツールとして毎年やっておりますので、今年も予定しております。

また、もう一点、今年度から総務課の職員に保健師を配置しております。これは、今お話がありましたとおり、職員の健康状態などについて少しフォローしていきたいという思いで配置しております、月に1回相談会を実施しております。何名かやはり職員の中でもそういう場所に訪れて相談している例もございまして、そんな形で職員の体調管理といえますか、ストレスも含めまして総務課としては対応しているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

その外部委託のチェックはこれからということなので、日常の観察はその各部局の上席の方がされるようになるかと思うんですが、毎日会っているとなかなか小さな変化に気づかないことが多いので、ぜひ他の部局の職員に、誰か心配な職員あなたいませんかとか、そんな聞き方も一つ変化を発見するきっかけになると思いますので、その辺、地方公務員といえども合理的な配慮を受けるべきですので、その辺は重々お願いしたいと思います。

続けて信号機ですが、信号機の町内2か所設置、非常にありがたい。県内でも1年に数十

基というところで、伊奈町にここで2基設置ということなんですが、その西小針六丁目は、通学路の安全整備計画第4期、県で横断歩道の修繕18メートルというのでここ何年かあがっていた場所なんですね。公園通りは、そういったものがない中で今回設置していただけたということで非常に嬉しいんですが、今回、今後の例えば要望を出して、そういった何か実現するためのヒントになったらいいなと思ひまして、この辺の信号機の設置決定の経緯は町では何か把握されているのでしょうか。

○戸張光枝委員長　くらし産業統括監。

○藤村伸一くらし産業統括監　町では、たびたび寄せられる信号機の設置要望というのがあるんですけども、今はその都度警察に要望を出している状況がございます。そんな中で、警察では実際に個々に現場を見て、その中で県の中の優先順位を定めた中で順番につけていくといったようなことで、県でどういう基準で信号機がついているのかというようなことを教えていただければ、うちもそれに従って優先順位をつけてお出しするということもできるんですが、なかなか県でその基準というものを示していただけない部分もございますので、やはり地区の代表の方々とか、そういった方々からその要望が来た場合には速やかに要望して上げていく中で、県で少しでもつけてもらえるように何度でも要望していくといったような状況でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長　武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長　ありがとうございました。以上です。

○戸張光枝委員長　ほかに質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員　今、副委員長から質問があったところで、新型コロナウイルス感染症予防で施策、万全の対策を打っているんですが、気になることは、岐阜県の輪之内町というんですかね、あそこで議員1人が3日に感染、陽性というか、感染したと。2週間自宅待機という形ですよ。そうすると、我々としてみても、例えば私が感染したとして、2メートル以内の人は濃厚接触者になるわけですね。職員も同じですよ。町長と教育長と副町長と2メートル。そういう場合、やっぱり2週間というのは、これ雑駁な知識として2週間。大相撲も2週間、宮城野部屋で白鵬がというのありますけれども、町でもいろいろなマニュアルを今回議会で局長に感染者が出たら報告するとか受けて議員も自覚しているんですが、実際に起きた場合にその濃厚接触者と認められたら2週間自宅待機というのは国の強い指導なんです

か、そこら辺どうなんでしょう。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 日数につきましてはいろいろ話があるんですけども、町といたしましては厚生労働省が出しておりますこういう手引を参考にして、例えば今のご質問ですと、感染の潜伏期間というのがこの手引によりますと1日から14日間であると。5日から7日間程度たつと発症する例が多いとかですね、そういったものがございますので、感染可能期間というのは発症の2日前から発症後7日から10日などと日数の日にちが手引に書いてございますので、こういったものを参考にさせていただいて対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 コロナということで、ちょうどタイムリーですからあれですが、輪之内町の場合、議会は自然流会したそうです。ということは、最終日までに議会開けないから自然流会と。もう一回議案を出し直すという、議会を招集するというような処置になったかということで、身の引き締まる思いということで、質問のような形にさせていただきました。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時51分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

23ページから24ページの第5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時52分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

24ページから25ページの第6款商工費について、質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 25ページの商工振興費、外出自粛等関連事業者支援事業3,115万1,000円、この事業内容について分かりやすく説明いただきたいんですが。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課課長。

○澤田 勝元元気まちづくり課長 外出自粛等関連事業者支援事業につきましてでございますが、こちらにつきましては令和3年4月、5月、6月の売上額と、コロナウイルスの影響を受ける前の要するに前々年度の同月と比較をして売上額が50%以上減少した事業者を対象としている事業でございます。町内に本社または事業所を有する中小の法人と個人事業者が対象となっております。国の月次支援金の4、5、6月分を受給している事業者で、かつ県の外出自粛等関連事業者協力金の支援を受けている方または県の酒類販売事業者等協力支援金、こちらにつきましては30%の減から受けられる制度となっておりますので、こちらにつきましては50%以上の減少の場合に限らせていただいておりますが、いずれも令和3年4月から4、5、6月分の支給を受けている事業者が対象となります。

まず、個人の事業者に対してでございますが、個人の場合は月額2万円の支給、こちらが基本となっております。各月2万円の支給という形になります。中小の法人につきましては、個人の2万円の倍額の4万円が月額の基準となります。こちらも3か月分。それに加えて、中小の法人に関しましては加算額というものを決めさせていただいております。法人町民税1号法人から9号法人まで伊奈町はあるんですが、中小の法人に該当する1号から6号までの事業者を対象に加算額を算定させていただいております。1号法人につきましては、月4万円で加算額はなしでございます。2号法人につきましては、基準の4万円に月額10万円を加算するという形になります。3号、4号法人につきましては、基準の4万円に月額20万円の加算という形になります。5号、6号の法人につきましては、基準の4万円に月額30万円の加算額という形で計算をさせていただいております。

事業の内容につきましては以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 お聞きして、ああ、そういうものかなという感じがしました。

それで、大まかに個人対象者延べ何人、それで法人対象者何社、合計3,100万円という、そういうことになりますというその人数と会社数だけお願いいたします。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○澤田 勝元気まちづくり課長 まず、個人についてでございますが、こちらにつきましては昨年、町の方で事業者支援ということで5万円の給付をさせていただいた事業がございます。そちらの事業者数が645件ございまして、これに何件ぐらい対象になるのかということで積算をさせていただきました。実際に伊奈町で今月次支援金を受けている方の実数というのがまだ公表されておりません。県で県の支援金を算定するときに、実際県の事業者に対しまして何%掛けたのかというのを教えていただきまして、それを参考に事業者数掛ける17.9%、こちらの数字で県が予算の計上をしているということでございますので、若干県とは違う部分もあるかと思いますが、同じ係数を掛けさせていただきまして、個人の事業者645件に対して17.9%を掛けさせていただきまして、対象が115件とさせていただいております。

また、中小の法人についてでございますが、こちらにつきましては法人町民税の事業者数、こちらが690件ございまして、こちらに同じく17.9%を掛けさせていただきまして、事業者といたしましては129件でございます。こちらの件数で先ほどの基準額と加算額を計算させていただきまして、対象とさせていただいたところでございます。

以上です。

○村山正弘委員 ありがとうございます。以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

25ページから27ページの第7款土木費について、質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 それでは、先ほどの歳入のところで質問しました下水道費の中の委託料、緊急しゅんせつ推進事業について、これは委託料ですが、今後どのように工事が進んでいくのか、その内容についてお聞きしたいです。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 緊急しゅんせつ推進事業に関しまして、今後の予定等をご説明いたしま

す。

まず、この緊急しゅんせつ推進事業でございますが、県立伊奈学園総合高等学校の北西側に位置しております第1調整池のしゅんせつ工事でございます。調整池につきましては、区画整理の施行当初よりその機能を有しておりますが、現在まで約30年以上にわたり雨水や道路路面の流入、堆積いたしました土砂の搬出を予定しているものでございます。また、第1調整池の敷地面積は2万4,691平方メートルでございます。調整池の容量ですが、11万7,138立方メートルでございます。現時点で、概算ではございますが、約1万3,000立方メートルほど堆積しているものと想定しております。

計画につきましては、本年度に現況調査を実施、堆積土砂の土質や容量等を調査いたします。また、来年度におきましては、土砂の搬出に関します工事設計を実施いたしまして、再来年度の令和5年度に搬出工事を計画しております。また、今後におきましては、北部の工業団地に位置しております第2調整池、そちらにつきましても来年度に現況調査を計画しております。第1調整池と1年のタイムラグを設けて令和6年度に完成予定と計画しております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

第1、第2と両方やられるということですが、ほかには調整池はないんですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 ほかにも中部の区画整理地内にはございますが、河川とのつながり等々がございます。この緊急しゅんせつ推進事業に適用ならないということで伺っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員、よろしいでしょうか。

○大野興一委員 以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

ただいまより10時15分まで休憩を取らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時14分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

27ページから28ページの第8款消防費について質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

31ページから42ページまでの給与費明細書、地方債調書について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第45号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第45号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第45号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第47号議案 令和3年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 質疑させていただきます。

7ページの、今回マイナス補正950万円ですけれども、壇上のご説明だけではちょっと理解できなかったんで、人件費950万円減の内容の説明をお願いしたいんですが。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 今回、人件費関係で950万円ほど減額させていただきますけれども、主な理由は職員の人数の減でございます。

区画整理事業も換地処分が終わりまして、まだまだ業務はございますけれども一段落ついたというところで、今年度の4月1日の人事異動等で、前年度と比較いたしまして職員が2名減となりましたので、それに伴う人件費の減でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第47号議案 令和3年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第47号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案 令和3年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 これも壇上で説明を受けて、ああそうかなと思ったんですけども、525万5,000円のご説明をいただきたいんですが。雑収益525万5,000円、補正額の。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 この金額につきましては、上下水道課長分の人件費で、下水道分人件費について、上水道分に受けるものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 上水道課長っていますよね、下水道課長もいるんですけど、兼務でしたっけ。兼務のためですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 上下水道課長は、上水道、下水道を兼務としておりますので、下水道分の課長人件費を雑収益として受け入れるものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第50号議案 令和3年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第50号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案 令和3年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第51号議案 令和3年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第51号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第52号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 今回、この条例で、扶養親族、年齢16歳未満の者に限るという形になっているんですが、壇上で企画総務統括監のご説明の中で、30歳以上70歳未満を除くという言葉があったんですが、その解釈について説明をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 税務課長。

○影山 歩税務課長 法の整備につきましては、30歳以上70歳未満の国外親族の方を除外するというような内容になっておりますが、条例では逆に16歳未満という文言が出てきますので、ここが分かりづらいと思います。

まず、町民税におきましては、非課税の判定の際に扶養親族の人数を使用しています。この判定に用いる扶養親族の方というのは、現在でも16歳未満の方、それから扶養控除の対象となる方、この2つのグループの方を対象に判定に用いています。

新旧対照表1ページ、第24条第2項をご覧になっていただくと分かりやすいと思いますが、これまでは改正前の条文にありますとおり、扶養親族という言葉でこの2つのグループを表せておりましたけれども、今回の地方税法の改正に伴いまして、扶養親族のうち、30歳以上70歳未満の国外居住者の方については、扶養控除の対象外となってしまいました。

そういたしますと、今までどおり扶養親族と条例上で定義してしまいますと、この対象外となった30歳以上70歳未満の国外居住者の方も含まれてしまうということになりますので、ここの部分を除外するために、逆に今回対象となっている、16歳未満の方と扶養控除の対象となる方という形で、括弧書きで添えるという改正を行ったものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この説明を見ていっても、30歳以上70歳未満というのが見受けられなくて質問させてもらったんですけれども、今の課長の答弁の中で、国内国外、国外ですか。その確認をお願いします。

- 戸張光枝委員長 税務課長。
- 影山 歩税務課長 国外居住者です。
- 戸張光枝委員長 村山委員。
- 村山正弘委員 分かりました。了解です。
- 戸張光枝委員長 続いて、武藤副委員長。
- 武藤倫雄副委員長 お願いします。

今のご説明で、国外居住の扶養親族の見直しに伴ってということなのですが、今回の税制改正では、令和5年度所得、令和6年度から控除対象者の見直しということが決定しているところかと思うんですけども、そのタイミングで一緒に文言整理すれば一番分かりやすいのかなと思ったんですが、今年度その文言だけ先行してやるという意味は何かあるんでしょうか。

- 戸張光枝委員長 税務課長。
- 影山 歩税務課長 令和6年1月1日以降、令和6年度の個人町民税から適用されることとなりますが、国税等の手続におきまして、制度の対象となる方が非居住者の扶養申告等を行う場合は、親族関係書類や国外への送金関係書類等、また扶養対象者が留学により非居住となった場合は留学ビザ等、添付書類の取得に一定の期間を要することから、関係諸機関、事業所との調整や納税義務者への周知期間等を踏まえまして、一定の余裕を持った施行期日となったものではないかと捉えています。

以上です。

- 戸張光枝委員長 武藤副委員長。
- 武藤倫雄副委員長 結構です。ありがとうございます。
- 戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

- 戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

- 戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

- 戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第52号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第52号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第54号議案 伊奈町農地集積・集約化の推進に関する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

大野委員。

○大野興一委員 この条例案について、農業を振興する上で非常にいい条例案だと思うんですが、まずは今まで多分大針地区については集積化が行われてきたと思いますが、そのときに条例はなかったわけですが、条例にしたという意義、そのあたりを、この目的の中にもありますけれども、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、ほかにこのような条例化をした地域、市町村はあるのかどうか、そのあたりをお聞きしたい。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 まず、1点目のなぜ条例にしたのかですけれども、全国の農業地域と同様に農業者の高齢化、後継者不足が伊奈町でも問題になっておりまして、農地を維持管理することがだんだん難しくなっている状況です。

農地というのは、食料を生産するというだけではなくて、景観、環境、防災など多面的な機能を発揮する、町にとっては貴重な財産だと考えております。

こういった中で、農地をどのようにして維持管理していくか、これからの農業をどのように発展させるかを考え、平成30年度に伊奈町農業戦略マスタープランをつくっております。

このプランの中で、農地の有効利用を図るためには、農地を集積・集約して、担い手の方が耕作しやすいような環境にするということが大事であり、そうすることによって生産力の向上や遊休農地の拡大防止につながっていくと考えております。

先ほど、委員からもお話がありましたが、農地中間管理事業を令和元年度、大針地区で実施、令和2年度には小貝戸地区で既に実施しております。今年度につきましては羽貫地区で予定しております、今後も各地区順番にやっていく予定になっております。

担い手が耕作しやすいように、効率的に耕作できるようにすることが非常に大事であると考えており、そのためには、農地の集積・集約化が基本になり、これから町の農業を持続可能にするためには、この農地の集積・集約化をより一層進める必要がありますので、ここで条例化して、町も農業者の方や住民の方も意識を持って、農業を知ってもらいたいということで、今回条例として制定して、頑張って取り組んでいこうというものです。

2点目に、ほかにどこかこのような条例をつくったところがあるかということですが、いろいろ調べましたが、ほかの地域ではこういったものをつくっているところはないような状況です。

以上になります。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

非常に先進的ということ、今の綾瀬川周辺の田んぼの風景を残して、そして伊奈町の特色として維持していくということで、非常にいいことではないかと思っております。

それから、この条文の中で、第13条という条文に、一応譲渡は時価で行うということになっておりますが、希望者が出てこないというようなときには、その時価を割ってでも担い手をつくるために譲渡をすると、こういうような内容になっております。そのあたりは、果たして法として公平性は保たれるのかどうか、そのあたりお聞きしたいと思います。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 第13条の中では、農地の譲渡の取扱いについて定めてあり、農地中間管理事業などによって担い手の方が効率よく耕作したい、という要望があったときには、町も農地の有効利用と担い手の育成・支援という立場から、譲渡について相談できるように、今回、条例に組み込ませていただいております。

金額が時価ということですが、この時価というのが、当時、土地開発公社から代物弁済を受けたときの評価額を基に考えております。現在この所有農地は、いろいろ活用方法を考え

米作り体験教室やのらぼう菜の栽培などいろいろ試してみたんですが、なかなか水田地域の中にある関係で水田としての活用しかできないような状況です。そういった中で、やはり水田として、田園風景を残していくということを考えますと、農地の有効利用ということで、町が所有するというよりも意欲ある農業者の方にお任せして農地を有効に活用していただくということが、町にとってもいいということで、譲渡ができるような形で考えております。

譲渡については、現在、町で水田というか米作りというのはなかなか難しいもので、委託料を支払って農家に耕作管理していただいていますので、そういう管理の委託料がかかったりですとか、見沼代用水土地改良区に田んぼの水を入れる水代、地元耕地管理組合に組合費等の支出が毎年毎年かかっているような状況です。それを考えますと、担い手をお願いするほうが、農地として有効に利用できるということと、担い手の方の経営規模の拡大、収益の増収というようなメリットもありますので、町としますと、これから農業を一生懸命やっていきたいという方をお願いして、どんどんやっていただきたいというような形です。

公平性がどうかというところですけども、公募という形を取らせてもらってやる予定ですので、公平性は保たれていると考えているところでございます。

以上になります。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 分かりました。

いい方法で進めていただければと思います。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 続きまして、村山委員。

○村山正弘委員 伊奈町に図面で出ると白地、青地で市街化区域であるでしょう。今回、市街化調整区域というのは白地のところという解釈していいですか。農業振興地域地区ではなくて。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 農業振興地域を含めて、市街化調整区域全体です。台帳では約450ヘクタール程度の農地がありますので、そこについて考えていくものですがけれども、まずは綾瀬川沿いの水田地帯、その地域をまずは優先して。というのは、水田が集積・集約して効果が一番表れますので、まずは綾瀬川沿いの水田地帯について集積・集約を進めていきたいと考えております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 解釈として、農業振興地域地区も市街化調整区域という解釈していいんです

か。ここに市街化調整区域ってあるんですけども、綾瀬川の水田地区も市街化調整区域なんですよという解釈してよろしいんですか。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 そのとおりです。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 記憶では、平成29年に土地開発公社が所有していた18筆、約9,000平方メートル、簿価で1億8,000万円から9,000万円あったと思うんですけども、その土地が町に移管されたと思います。

それで、この第13条で表していることが一番の目標かなと思ってチェックをしていたんですけども、集積という面では、隣接の水田を持っている農家の人たちに公募を含めてやった後、希望が出たら譲渡していくと。

綾瀬川の水田地区は、私も農業委員会に何年間かいた経験あるんですが、一反当たり高く100万円、50万円から100万円ぐらいで譲渡するというようなことあるんですね。簿価がそのまま町に移管されて残っているかどうかですけども。例えば1ヘクタール1億8,000万円とか2億円だとしたら、簿価はかなり高いものになるんですけども、それをもうはっきり崩していいという判断で町に移管したわけなんですけども、土地開発公社が解散するときですね。それを具体化するという事なんですか。

いわゆる18筆の、18筆か何かの中に1筆宅地があるんですよ。宅地があるんですけども、宅地は除いて、その綾瀬川中部特定土地区画整理の換地として生じた約9,000平方メートルの農地を、この際はっきり集約化していくような方針につながるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 今、18筆というお話でしたが、実際、農地としてアグリ推進課で管理しているのは15筆で、約8,000平米になります。

実際、米作りの体験教室とかで使っているようなところもありますが、要は、農地の中間管理事業として、所有者と耕作者の間に中間管理機構が入りまして、所有者が中間管理機構に土地を貸して、中間管理機構から耕作者に貸し出すというような仕組みで、その貸し出すときに耕作者が耕作しやすいような形で集積・集約するものです。

そういった中に、この町の土地があって、ぜひそれも一緒に事業に組み入れたいというようなお話があれば、一緒に入れてもらってやるということが、町とするとこの田園風景を残す、農地として有効に使ってもらおうということでは、一番メリットがあるのかなということ

で、今回、条例として制定させてもらって、もしそういうようなお話があれば、この土地を担い手にお譲りして農地として使っていただく、有効にあっていただくということが一番なのかなということで、今回ここで載せてもらっているような形になっております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そういう形で集約されるのが目的ですよ、これは。近隣の加須市ですか、町長にも以前ちょっとお話を聞いたことがあるんですが、モロコを農地で、モロコを繁殖させてなんてことがあって、夢があるななんて思っていたんですけども、町から離れちゃうとそういうことはもうできなくなるんですね。のらぼう菜も実際、私も十何年も作っているんですけども、あれで商売するのもやはり大変ですよ。だからやはり集約化は仕方ないかなと思います。

時価にこだわらないということがここで条例が定まれば、相互の話合いで集約化ができていくかと思えます。そんな解釈して質問を終わります。

○戸張光枝委員長 続きまして、武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 お願いします。

今回の条例の中で、農地の賃貸ですとか売買とか利用権の設定というのは、比較的想像が付きやすいんですが、この農地中間管理事業というのが、少しイメージが付きづらいところなんです、例えば多いケースで、非農家の方がご相続で農地を取得して、耕作をする意思がないなんていうところから始まってくるのかなと思うんですけども、この農地中間管理事業の流れというんですかね、申込みとか募集から。ケース・バイ・ケースあると思うんですが、代表的な例示でも結構ですので、まず、事の始まりから完結まで、流れ的なものをご例示いただきたいんですが、お願いします。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 農地中間管理事業なんですけれども、農業の生産性の向上ということを目的に、できるだけ集積・集約してということで、農業の経営規模の拡大ですとか、農用地の集団化、農業経営参入の促進などによって、農用地利用の効率化及び高度化を推進する事業ということで、間に農地中間管理機構が入り、土地の所有者がもう高齢になり耕作ができないとか、あるいは誰かに耕作してもらいたいという場合に、その農地中間利管理機構、伊奈で言いますと埼玉県農林公社が中間管理機構になりますが、そこにこの土地をどうにかしてくださいということでお預けして、中間管理機構が誰か耕作できる人ということで探して、うまくマッチングさせてもらい耕作していただくという方法になります。

今回は、令和元年度に大針地区、昨年度が小貝戸地区で実施しているんですけども、その地域の中で、農業委員ですとか、農地利用最適化推進委員と一緒に、農家の方、耕作者ですとか所有者の方と相談してどうしたいか、今後やっていく上でどういう形がやりやすいかというところをいろいろ相談した中で、こことこの土地を交換して、一緒に耕作するのが一番効率的にできるかなというような形で、中間管理機構が間に入って、貸し借りをやっているというような流れになっているという状況です。

○戸張光枝委員長 武藤委員。

○武藤倫雄副委員長 もう少しご説明いただきたいんですが、事の起こり、例えばもう耕作できないよという人は、中間管理機構、県に行くんですか、それとも町のアグリ推進課にまず相談すれば、アグリ推進課がそちらにつないでくれるんですか。それと、途中の先ほど言った、集まったところに、アグリ推進課はどのような関わりの仕方があって、計画の実現、実施に至るのか、その事の始まりから終わりまでが少し見えないんですけども、具体的に耕作できなくて困っている人は、まずどこから始まるんですか。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 まず、農家の方が、もう耕作できなくなったといった場合には、町、アグリ推進課に相談してもらって、利用権設定という形になるんですけども、農地中間管理機構へ利用権設定して、その中で、どなたか耕作ができる方がいないか探してもらい、見つかってうまくマッチングすれば、その方へ貸し出すというような流れということです。まずは町に相談してもらい、その中で農業委員ですとか農地利用最適化推進委員と話し合っ、地域の意向を調整しながらやっていくというような形になっております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第54号議案 伊奈町農地集積・集約化の推進に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第54号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

暫時休憩といたします。

ここで執行部の退席をお願いいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

閉会に移ります。

閉会の前に武藤副委員長より挨拶をお願いいたします。

○武藤倫雄副委員長 本日、6件のご審議ありがとうございました。

お疲れさまでした。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時52分